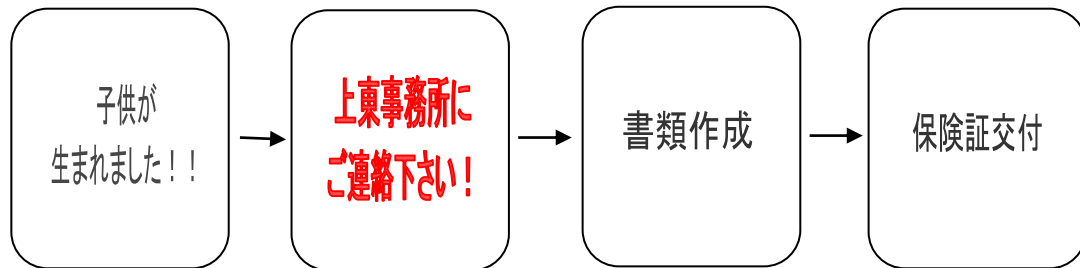


子育て支援通信～Bridge～

No.1 平成24年2月発行

☆☆ 健康保険被扶養者届(出生編) ☆☆



その際に必要なものは…

- ・子供の名前
- ・ふりがな
- ・生年月日
- ・性別

書類には、事業主様の
座判と印鑑が必要です。

一週間前後で
けんぽ協会より
事業主様へ
送付されます！



こんな時どうする? 📣

「夫婦共働き」の場合で、夫婦共同で子供を扶養している場合は、いずれからも生計を維持しているため、どちらの扶養に入れるか問題が生じることがあります。原則、年間収入の多い人の扶養となりますが、夫婦双方の年間収入が同じ程度である場合は、主として生計を維持する人の扶養に入ります。

保険証の発行は、書類の提出後一週間前後かかります。

お子様が生まれた際は、当事務所にお知らせ下さい！

また、出産・育児に関する給付や助成金などのご相談もお気軽にご連絡下さい！

(記事担当 本中野)



(室長 本中野)

子育て支援研究室 Bridge(ブリッジ) の室長 本中野です。
Bridgeは、会社と地域と子育てをつなぐ「かけ橋」となることを目指して、子育て支援に取り組んでいます。
今回、子育てに関係する制度や手続きについて、事業主様にわかりやすくお伝えしたいと思い、『子育て支援通信～Bridge～』を発行することとなりました。
給付や助成金などの案内、トラブルがおきないための対応など、事業主様に役立つ情報を発信してまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(有)上東労務管理事務所 子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市永吉一丁目6番12号 TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680